

介護給付費等の請求について

(国保連合会からのお願い)

兵庫県国民健康保険団体連合会

国保連合会は、毎月、事業所からの請求情報（介護給付費請求明細書及び給付管理票）の審査を行い、審査結果について各事業所へ「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」、「介護保険審査増減単位数通知書」等を送付しています。

請求明細書等に、入力漏れ、入力誤り、被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）との不一致、事業所の届出情報等に関する情報（事業所台帳）との不一致等がある場合に、「返戻」（エラー）となり、介護給付費等のお支払ができません。

つきましては、介護給付費等の請求について御留意いただきたい事項について、次にとりまとめましたので、介護給付費等の請求の参考としていただき、介護給付費等の適正な請求にお取り組みいただきますようお願いいたします。

1 介護保険審査増減単位数通知書について

国保連合会で審査の結果、居宅支援事業所から提出された給付管理票との上限審査で査定になった次の請求について介護保険審査増減単位数通知書でお知らせしています。

(1) 給付管理票に実績が記載されていないもの

原因：居宅支援事業所から提出されている給付管理票にサービス事業所のサービス実績が記載されていないため確定単位数が0単位になります。

対応：居宅介護支援事業所に連絡し、給付管理票の修正を依頼してください。（給付管理票に実績を追加する。）この場合、居宅介護支援事業所からは給付管理票の「修正」分の提出だけでよく、サービス事業所は請求明細書の再提出は不要です。

(2) 給付管理票の実績を超えるもの

原因：居宅支援事業所から提出されている給付管理票に記載されている計画単位数が、サービス事業所の請求明細書の単位数より少なく記載されているため、計画単位数を超えている単位数が査定になります。

対応：居宅介護支援事業所に連絡し、給付管理票の修正を依頼してください。（給付管理票計画単位数を修正する。）この場合も、居宅介護支援事業所からは給付管理票の「修正」分の提出だけでよく、サービス事業所は請求明細書の再提出は不要です。

※ (1)、(2) の場合について、居宅支援事業所から給付管理票の「修正」分の提出があれば、「介護給付費再審査決定通知書」で復活した単位数をお知らせします。

2 過誤について

審査決定済みの請求明細書について、記載誤りや請求誤りが後日判明した場合など、請求実績を取上げる手続きです。過誤申立は、利用者の市町（保険者）で手続きを行い、過誤処理を行う時期を確認のうえ再請求を行ってください。

通常過誤の場合は、過誤が決定されないうちに再請求されると重複（ANN4）エラーとなり返戻となります。

3 請求方法について

介護給付費の請求は、原則として伝送（ISDN回線のみ）または電子媒体（MO・FD・CD-R）

で国保連合会に提出することとなっています。

伝送または電子媒体での請求を行うことが困難な事業所については、当分の間、帳票を用いての請求を行うことができますが、できるだけ伝送または電子媒体での請求にご協力願います。

なお、帳票での請求が認められているサービス事業所及び介護保険施設は以下のとおりです。

- ① 支給限度額管理が不要な単品サービス（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）特定施設入居者生活介護（短期入所以外）（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期入所以外）のみを行うサービス事業所
- ② 支給限度額管理が必要な在宅サービス種類のみを行うサービス事業所
- ③ 支給限度額管理が不要な単品サービスと一種類の在宅サービスを行うサービス事業所
- ④ 施設サービスのみ行う50床未満の介護保険施設
- ⑤ 施設サービスと支給限度管理が不要な単品サービスを行う50床未満の介護保険施設
- ⑥ 施設サービスと支給限度管理が必要な在宅サービス種類のみ行う50床未満の介護保険施設
- ⑦ 施設サービスと支給限度管理が不要な単品サービスおよび一種類の在宅サービスを行う50床未満の介護保険施設

4 介護給付費の受領に関する届の提出について

新規事業所におかれましては、介護給付費の振込みのため、「介護給付費の請求及び受領に関する届」を国保連合会へ提出していただく必要があります。届出用紙は、国保連合会から送付いたしますので、請求開始月の20日までに必ず提出願います。

また、振込先を変更される場合も「介護給付費の請求及び受領に関する届」の変更が必要になりますので、介護保険課審査支払係へご連絡願います。

変更届の提出期限は、毎月20日（必着）です。20日以降の提出、変更届の提出忘れ等がありますと、翌月支払の銀行振込み手続きができませんので、御留意願います。

5 平成25年8月審査におけるエラー状況

平成25年8月審査において、特にエラー件数が多いエラー上位5項目です。エラー事例と対処方法等について、国保連合会のホームページ「介護事業所の皆様へ」の中の「介護給付費請求の手引き」に掲載していますのでご参照ください。

エラーコード	エラー内容	請求の手引き（頁）
12PA	市町村の認定変更が未決定	48
ANN4	過去に同じ請求明細書を提出済	37
ANN2	同月に同じ請求明細書を提出済	36
12P0	市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	40
ANNJ	過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	39-1

<ホームページアドレス><http://www.kokuhoren-hyogo.or.jp/medical/care/>

6 照会先

〒655-0021

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号（センタープラザ16階）

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課 審査支払係

電話 078-332-5618

FAX 078-332-9520